

徳島県告示第四百五十八号

徳島県東部農林水産局長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年七月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（用地測量）	板野郡上板町下六條及び上六條	令和四年六月十五日から 令和四年八月三十一日まで